

議第70号

平成27年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度滋賀県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 162,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成28年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 9,497	△ 85	千円 9,412
	1 一般会計繰入金	9,497	△ 85	9,412
3 諸収入		114,586	4,073	118,659
	1 県預金利子	90	△ 65	25
	2 貸付金元利収入	114,287	4,055	118,342
	3 雑収入	209	83	292
歳入合計		159,000	3,988	162,988

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康医療福祉費		千円 159,000	△ 800	千円 158,200
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	159,000	△ 800	158,200
2 予備費		—	4,788	4,788
	1 予備費	—	4,788	4,788
歳出合計		159,000	3,988	162,988